**介護職・介護業務の魅力発信等事業業務委託仕様書**

１．委託業務名

　介護職・介護業務の魅力発信等事業業務

２．業務の目的

　介護分野の有効求人倍率は、全国的に見ても、他産業に比べ高い状態で推移しており、慢性的な人材不足状態が続いている。今後、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少していく中、大阪府では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、約2万4千人の介護職員が不足すると推計されている。

そのため、介護の仕事が社会的に認知・評価され、若い世代の方々を中心に魅力ある職業として選択されるきっかけとなるよう【介護職・介護業務の魅力発信の取組み】を実施する。また、府民の「介護」への関心を高めるため、厚生労働省が定めた11月11日の「介護の日」には、【「介護の日」普及啓発の取組み】を実施するとともに、介護人材の確保に向けた【大阪府事業のPR動画（以下「大阪府事業PR動画」という。）の制作・配信】により、介護人材の参入促進を図る。

３．契約期間

契約締結の日から令和５年３月31日（金曜日）まで

４．委託上限額

6,850,000円（消費税及び地方消費税含む）※本事業を履行するすべての経費を含む

５．業務内容及び企画提案を求める事項

（１） 介護職・介護業務の魅力発信の取組み

【業務内容】

介護の仕事が社会的に認知・評価され、魅力ある職業として選択するきっかけとなるような介護職・介護業務の魅力発信の取組みを実施すること。

【提案を求める事項】

　① 魅力発信の取組み

業務の目的を達成するための効果的な取組みの基本コンセプト及び実施内容

※提案にあたって

・介護人材の確保に向けた波及効果があるよう、ターゲットや実施時期・実施回数、期待される効果、キャッチコピーなどを具体的に企画すること。

・取組みは一過性とせず、効果が維持できる内容とし、年間を通じて継続的に実施すること。

　② 府が実施する広報用データのデザイン

次の府及び関係機関を通じた紙媒体による事業周知や広報を行う際に必要な「広報用データ（A4サイズ・片面）」のデザインのイメージ（絵コンテ等）

※府及び関係機関

府立高校・支援学校、

府内43市町村、大阪労働局（ハローワーク）、府内介護関係団体（大阪府社会福祉協議会老人施設部会、大阪介護保健施設協会、大阪介護福祉士会等）

【留意事項】

1. 魅力発信の取組み

　 ・介護職や介護業務に関心の薄い府民でも興味を惹かれ、記憶に残るインパクトのあるものとすること。

・介護職・介護業務が社会にとって必要不可欠であることを改めて認識し、魅力ある職業として選択したいと思える内容とすること。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に関わらず実施可能なものとすること。

1. 府が実施する広報用データの制作

・広報手法として制作するデータ画像は、わかりやすく興味の引くデザインとする。

・ユニバーサルデザインに留意したものとすること。

・WEBへの掲載に関して、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器画面においても鮮明に閲覧できるようにすること。

・必要に応じて、制作した素材（QRコードや画像）データ等で府が指示するものを提出すること。

　 ・データ形式は、PDF 、JPEG、PNGデータのいずれかとする。

（２） 「介護の日」 の普及啓発の取組み

【業務内容】

　　生活に身近な「介護」について、府民に考えていただけるきっかけとなるよう、府が行う「介護の日」の普及啓発と連動した「介護の日」の取組みを実施すること。

（参考URL：令和３年度の府「介護の日」の取組みについて）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kaigo_jinzaikakuho/r3_kaigoimage_up.html>

（参考URL：厚生労働省HP「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html>

【提案を求める事項】

　 府が行う「介護の日」の普及啓発と連動した「介護の日」の取組みの基本コンセプト及び実施内容、実施スケジュール

　※府の「介護の日」の普及啓発は、上記（参考URL：令和３年度の府「介護の日」の取組みについて）を参考にすること。令和４年度は、【「介護の日」のライトアップ】及び【府内市町村等での介護の日・介護の魅力発信の取組み紹介】の実施を予定。

【留意事項】

　・提案する取組みについては、11月11日の「介護の日」を中心とした福祉人材確保重点実施期間（11月４日～11月17日）内に実施すること。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に関わらず実施可能なものとすること。

（３） 「大阪府事業PR動画」 の企画制作と配信及びYouTube「大阪府介護のお仕事魅力発信チャンネル」の管理・運営

【業務内容】

介護人材の確保に向けて令和４年度に府で実施する３事業について、府民にとってわかりやすく、事業に参加したいと思える「大阪府事業PR動画」を制作し配信すること。

また、制作動画を多くの方に視聴してもらうため、計画的に配信するとともに、魅力あるYouTube「大阪府介護のお仕事魅力発信チャンネル」（以下「府YouTubeチャンネル」という。）となるよう、契約期間内の府YouTubeチャンネルの管理・運営を行うこと。

（参考URL：府YouTubeチャンネル）

<https://www.youtube.com/channel/UCKa5VE2wej1-4-zWfW8o3Jg/videos>

【提案を求める事項】

1. 大阪府事業PR動画

以下の点を踏まえた「大阪府事業PR動画」の基本コンセプト及び制作動画ごとのイメージ

（絵コンテ等）

・制作動画の内容

・ターゲット及び期待される効果

・動画の長さ

・動画制作・配信のスケジュール

　② チャンネル管理・運営

・府YouTubeチャンネルのコンテンツ（チャンネル名、概要欄、TOP画像等のブランディング設定）のカスタマイズ（チャンネルロゴは除く）

※ロゴは参考URLを参照すること。

　　・府等のHPに掲載する「府YouTubeチャンネルのバナー」デザインのイメージ（絵コンテ等）

※見やすく、興味を惹くデザインを提案すること。

【留意事項】

1. 大阪府事業PR動画

・動画は、事業の内容が理解しやすいよう工夫するとともに、各事業の参加者の増加に繋がり、各事業に関係する介護施設等の理解を得られる内容とすること。

・動画は、最新の流行動画の傾向をつかみ、新しい発想や創意工夫を凝らしたものとすること。（実写・アニメーションなど手法は問わない。）

・動画制作する事業は、次の【ア】～【ウ】の事業とする。

なお、参加型事業（【イ】及び【ウ】）については、（別添）参加型事業スケジュール（予定）に合わせた告知を行うこと。

　・動画は、【ア】～【ウ】の事業ごとに1本以上制作すること。

・各事業の概要については、以下のURLを参照すること。

（【ア】は令和４年度、【イ】【ウ】は令和３年度の事業概要）

　なお、令和４年度事業の詳細については、契約締結後に提供する。

・動画の制作にあたっては、【イ】及び【ウ】は委託事業であるため、制作する動画の内容や配信スケジュールについては【イ】及び【ウ】の事業の受注者、府、本事業の受注者の３者で協議・調整の上、進めることとする。

【ア】介護分野への就労・定着支援事業

<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/syurou_teichaku.html>

【イ】介護助手導入支援事業

<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/kaigojyoshu.html>

【ウ】潜在介護福祉士等再就業支援事業

<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/senzai_kaigo.html>

　 ・動画は、障がいのある方への配慮として、字幕やナレーション等を付与すること。

・サムネイル画像は、府YouTubeチャンネル以外に府のHPに掲載する等、広報画像としても活用するため、制作したサムネイル画像は提出すること。

・サムネイル画像のデータ形式は、JPEG、PNGデータのいずれかとする。

・必要に応じて、制作した素材（QRコードや画像）データ等で府が指示するものを提出すること。

・WEBへの掲載に関して、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器画面においても鮮明に閲覧できるようにすること。

1. チャンネル管理・運営

・制作した動画は、府YouTubeチャンネルに掲載することとする。なお、YouTubeチャンネルのアカウント等の情報は、契約締結後に提供する。

・発注者から、本事業による制作動画以外の動画掲載の依頼があった場合は、発注者と協議の上依頼に応じること。

（４） 上記（１）～（３）の取組みに関する効果的な広報の実施

【業務内容】

　　本事業の提案による取組みを広く府民に周知するため、各提案内容に適した広報周知を実施すること。

【提案を求める事項】

　　業務内容（１）～（３）の提案内容に適した広報手法及び広報戦略（手法・時期・ターゲット等）

【留意事項】

　・各提案内容に適した効率的かつ効果的な手法とすること。

　・広報戦略（手法・時期・ターゲット等）について、具体的に提案すること。

６．本業務実施にあたっての留意事項

（１）業務実施時における新型コロナウイルス感染症に係る対応

業務実施時の新型コロナウイルス感染症防止対策の大阪府要請内容に基づいた府の指示には全て従うこと。

（２）個人情報等の取扱い

　　・受注者は、本業務で知りえたいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。

・本事業で入手した個人情報を有する書類等については、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。

（３）情報セキュリティ対策

・情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全に配慮した管理を行うこと。

・不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに府へ報告すること。

（４）著作権

　　・本業務に係る全ての成果品の著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、府に帰属する。

・受注者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。

・受注者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら府の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

（５）業務実施体制

管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

（６）その他

・受注者は、業務の実施に際して常に府と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。

また、府は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。

・関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。

・業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は府と協議し、府の承認を得るものとする。

・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、事前に府と受託者が

　　　協議の上、決定する。

７．業務完了後大阪府へ提出するもの

（１）提出物  
　　①　実績報告書

②　動画配信用のデータ  
　　　　DVD-Rに格納して５枚納品すること。（パッケージ不要）  
　　　※別形式での提出を求める場合もある。（汎用性の高い形式である場合は、受託者は

　　　　これに応じるものとする。）  
　　　※一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータ

　　　　での再生可能な形式とすること。  
　　③　その他府が指定するもの。

（２）納入場所  
　　　〒540-0008　大阪府大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館８階  
 大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ